

令和8年度専攻科入学者選抜（推薦による選抜）の出願資格及び 選抜の方法の変更について

専攻科入学者選抜（推薦による選抜）において、令和8年度（令和7年度実施）から、選抜の方法の見直しに伴い、出願資格及び選抜の方法を以下のとおり変更します。

概要は次の通りです。出願資格は、高等専門学校を卒業見込みの者のみへと変更します。選抜の方法について、面接は本校以外からの受験者に対してのみ実施することとします。

【現行】記載は令和7年度（令和6年度実施）の内容

1 出願資格

(1) 次の各号のいずれかに該当し、合格した場合、入学を確約でき、出身(在籍)学校長が成績及び人物ともに優れていると認めて推薦する者。ただし、同一高等専門学校からの推薦上限人数は、創造工学専攻が20名、電子情報通信工学専攻が15名とします。なお、下記(2)のイノベーション創造型連携教育プログラムに出願する志願者は同一高等専門学校からの推薦上限人数の適用対象外とします。

- ① 高等専門学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- ② 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者又は令和7年3月卒業見込みの者のうち学校教育法第58条の2(同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定により大学に編入することができるもの
- ③ 短期大学を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- ④ 専修学校の専門課程を修了した者又は令和7年3月卒業見込みの者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの
- ⑤ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- ⑥ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- ⑦ 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- ⑧ その他本校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

((2)は省略)

3 選抜の方法

推薦による選抜は、出身(在籍)学校長から提出された推薦書、調査書及び志望理由書により総合的に評価します。

ただし、提出された出願書類の内容を確認する目的で面接を実施する場合があります。この場合、令和6年5月2日(木)までに受験者あてに通知します。

【変更後】

1 出願資格

(1) 次の各号のいずれにも該当する者。ただし、同一高等専門学校からの推薦上限人数は、創造工学専攻が20名、電子情報通信工学専攻が15名とします。なお、下記(2)のイノベーション創造型連携教育プログラムに出願する志願者は同一高等専門学校からの推薦上限人数の適用対象外とします。

- ① 高等専門学校を令和8年3月に卒業見込みの者
- ② 在籍学校長による推薦を受け、合格した場合、確実に入学する意志がある者

((2)は省略)

3 選抜の方法

入学者の選抜は、面接(専門科目に関する口頭試問を含む)、推薦書、調査書及び志望理由書により総合的に評価します。

ただし、本校からの受験者については、面接は実施しません。本校以外からの受験者については、面接を次の日程で行います。

(面接日程は省略)